平成２５年（フ）第４０４号
北九州市八幡東区日の出１丁目16番32号
債務者　大山　則光
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１２０号
青森市幸畑１丁目22番５号
債務者　千葉　正次
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４３号
愛知県刈谷市小垣江町中伊勢山２番地７
債務者　磯村　　格
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３９９号
熊本県上益城郡御船町大字木倉1204番地　ダイナソーＶ102号、前住所熊本県上益城郡山都町須原140番地２
債務者　髙橋　章吾
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０７号
神奈川県横須賀市久里浜６丁目13番Ｃ―102号
債務者　中森砂奈枝（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１２２号
青森県上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢62番地80、住民票上の住所青森県八戸市大字河原木字沢尻11番地21
債務者　松田　道則
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９０号
青森県平川市高木原富329番地１
債務者　天内　郁子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第７０号
青森県八戸市東白山台３丁目23番22号
債務者　淡路　享子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２２２６号
大阪府守口市大日町２丁目17番22―105号
債務者　小田　和磨
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７６１号
大阪府豊中市上野東３丁目17番25―503号
債務者　井上　郁子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７８１号
大阪府茨木市鮎川４丁目26番９号　メゾンミナモト201号
債務者　東郷亜加利
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９５１号
大阪市住吉区遠里小野２丁目14番４―505号
債務者　富田　直子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０７７号
大阪市住吉区苅田５丁目６番13号　ハイムヒラノ406号
債務者　伊達　康滋
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０８０号
大阪市淀川区東三国６丁目21番３号　レシェンテ東三国704号
債務者　菅　江理子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０９８号
大阪府茨木市丑寅１丁目４番17号　タイガーハウス301号
債務者　宮崎　清美
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１７２号
大阪府高槻市東五百住町３丁目18番28号
債務者　山内　宗男
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１８５号
大阪市城東区野江１丁目18番３―214号
債務者　瀧沢　静子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部